「今後の外国人の受入れについて (中間まとめ)」に対する意見

2006 年 7 月 11 日 社団法人 自由人権協会

河野太郎法務副大臣を主査とする「今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム」による標記の「中間まとめ」に対して、当協会としての意見を以下に申し述べるので、今後の検討に当たって十分に留意されることを期待する。

また、「中間まとめ」が公表されて以降、2006 年骨太の方針において、「優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。」とされたことから、法務省における検討内容が政府全体の方針にも反映されたものとして、「中間まとめ」が重要な文書であることを改めて確認しておきたい。

記

1.前文について

これまでの外国人労働者政策に「本音と建前の乖離」があり「不幸な結果をもたらしている」とした「中間まとめ」の認識は、現実を率直に見つめるものであり高く評価したい。

2 . 研修・技能実習制度の改編と中間技能労働者の受入れについて

「考え方の基本」において、「現行制度において、実質低賃金労働者の確保として利用されているもの(研修・技能実習生や日系人の受入れ制度)については政策・制度を変更する」という認識のもと、「研修・技能実習制度の改編」を提起した点は、基本方向として賛同する。しかし、「改編」が意味するところは、必ずしも明確ではないように思われる。

研修・技能実習制度は、低賃金労働者を生み出すという点ばかりでなく、人権侵害をともなう制度として従来から多くの批判を浴びてきた。「パスポートの取り上げ」「強制貯金」「研修手当・賃金の不払い」「長時間労働」「生活上の制約(外泊禁止、携帯電話の禁止、日本人との接触禁止等)」「保証金・違約金の定め」等々、「現代の奴隷」とも言われる状況が作られている。こうした矛盾に満ちた制度は、まずは一旦廃止することが必要である。その意味で、「改編」が現行の研修・技能実習制度を廃止するということであれば、積極的に評価したい。

他方、中間まとめは、「『企業内転勤』の考え方に沿ったより合理的な研修制度を構築する」としており、これまでの団体監理型の研修制度については否定するものと思われ、この点も評価したい。研修制度が、本来の国際貢献の役割を果たすものとして再生するよう制度設計がなされるべきである。

その上で、外国人労働者を「中間技能労働者」として受入れる政策を提起しているが、受入れ分野の限定や一定の日本語能力を要求する点はよいとしても、「当該受入れ企業における就労を継続することを可能とする」いう点は、問題がある。すなわち、現行の研修・技能実習制度において、多くの問題がありながら顕在化しにくい原因として、研修・技能実習先企業が固定されており、問題を指摘すると「帰国させるぞ」という形で恫喝され、口を封じられてきたことがしばしばあるからである。「中間技能労働者」においても、受入れ分野の枠内において移動の自由、つまり「職業選択の自由」が保障されないと、受入れ企業と「中間技能労働者」との関係が支配服従関係になり、新たな人権侵害を生み出しかねない。

また、「中間技能労働者」について、「数量割当」「国別規制」「職種別規制」がなされるとの提案であるが、具体的な基準づくりに当たっては労使団体ばかりでなく、外国人労働者問題に取り組んでいる NGO などとも十分に協議されたい。とりわけ単純労働分野における労働力補充となることがないよう、運用の適正さを確保されたい。

3.総合的な外国人の在留管理制度の構築について

「特別永住者については、日本人と同様に住民としての把握を行う」ということは、 住民登録制度に組み入れることとして外国人登録制度から外すことを意味するのであ ろうか。もし、そうであるならば日本における外国人管理制度として画期的な提起であ ると言え、積極的に評価したい。

しかし、「在留カード」(仮称)を活用した在留管理の強化は、在留外国人にとって入 管当局から日常的に管理・監視の下に置かれているとの抑圧感を生み出すものとして、 その導入に反対せざるを得ない。現在、いわゆる「不法滞在」外国人は、1993年以降 着実に減少してきており、「不法滞在」外国人が刑法犯検挙人員に占める割合も0.4% に過ぎない。従って、現状以上の厳しい管理体制を敷く必要性は乏しい。

雇用主や教育機関に、受け入れた外国人について報告をさせる提案も、長期的な関係において必要な信頼関係を危うくするものとして、反対する。

4 . 日系人の受入れ政策の見直しについて

日系人については、「中間技能労働者」として受け入れるとのことであるが、在留要件として「定職」と「日本語能力」を要求することは、結果的に一定の日系人を排除することにつながる。日本政府には、これまで十数年にわたって受け入れてきたことの責任もあるのであり、「定職」と「日本語能力」に欠ける日系人に対する援助措置や猶予措置も合わせて検討すべきである。

5 . 外国人の生活基盤の整備について

外国人を社会の一員として受け入れるため、社会保険や生活環境について必要な整備を行うとの方向性は評価する。その前提として、外国人に基本的人権を原則として保障するとともに、人種差別を禁止するための法整備を行う必要があることを改めて強調したい。当協会は、本年2月1日に「JCLU人種差別撤廃法要綱」を発表し、同月28日に外務省に提出した「人種差別撤廃条約」政府報告書に対する意見においても、JCLU要綱の検討を求め、日本政府が速やかに人種差別撤廃のための特別法を立法し実施することを要請している。政府の真剣な検討を重ねて求める。

2

注:この文書は、ホームページに掲載するためにPDF 化したものであり、執行した原本ではありません。

また、外国人に、その子弟に義務教育を受けさせる義務を課すとのことであるが、現状では外国人の子どもの教育を受ける権利が適切に保障されていないとの認識は正しく、外国人にも義務教育を受けさせる義務を課すこと自体は、積極的に評価したい。しかし、現行制度においては、学校における日本語指導が不十分であり、母語教育の保障がなされておらず、また外国人学校・民族学校が正規の学校として認められていないなど問題が多い。この状況を改善することなく、単に義務を負わせ、在留制限という制裁を課すことには、反対せざるを得ない。

以上